

司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定（令和7年12月10日付け）について

法務省では、司法書士法第3条第2項第1号の研修である第24回司法書士特別研修（実施主体：日本司法書士会連合会）の修了認定が行われたことを受けて、令和7年9月14日（日）、全国8か所において、令和7年度簡裁訴訟代理等能力認定考查を実施しました。

この考查は、同項第2号の法務大臣の認定の前提として、上記研修を修了した者について、簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を習得したかどうかを判定するためのものであり、その結果の概要は、次のとおりです。

なお、法務大臣の認定を受けた者の受験番号及び氏名については、官報においても公告します（令和7年12月26日（金）に掲載することを予定しています。）。

考查受験者数(A)	810人
認定者数(B)	585人
認定率(B/A)	72.2%

受 験 地 別 認 定 者 数

受 験 地	人 数	受 験 地	人 数
東京	292	福岡	48
大阪	106	仙台	24
名古屋	51	札幌	21
広島	25	高松	18